

## 鈴鹿市文化会館ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 募集の目的

鈴鹿市（以下「市」という。）が所有する施設を有効に活用することにより、地域の活性化及び自主財源の確保を図り、市民サービスの維持・向上並びに市内における文化芸術の振興及び発展につなげていくため、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

### 2 募集する施設

- (1) 名称 鈴鹿市文化会館
- (2) 所在地 鈴鹿市飯野寺家町810番地

### 3 募集条件

- (1) 命名権料  
年180万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約期間  
令和7年4月1日から、5年から10年間までの、応募者が希望する期間  
なお、契約期間満了時、契約の更新を希望する場合は、優先交渉権があります。

### 4 愛称の条件

- (1) 愛称は、施設が文化施設であることがわかるものとし、原則として愛称の一部に「鈴鹿」を含めてください。「鈴鹿」については、漢字、ひらがな、カタカナ等、いずれの表記でも可能です。  
なお、鈴鹿市広告掲載要綱（平成20年鈴鹿市告示第77号）第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないこととします。
- (3) 愛称が定着するまでの間（概ね1年間）、市や鈴鹿市文化会館指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物や鈴鹿市ウェブサイト等において、条例に定める名称を併記する場合があります。  
また、条例で定められた施設の名称は、変更しないこととします。
- (4) 愛称については、商標権等の侵害とならないよう、事前に御確認ください。

### 5 名称変更に伴う費用の負担

名称変更に伴う費用の負担は、次のとおりとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
① 敷地内外の看板表示（案内看板や道路標識）の設置及び変更		○
② 契約期間終了後の敷地内外の看板表示の原状回復		○
③ 契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やウェブサイトの表示変更	○	

(1) 区分①については、道路管理者等と協議が必要です。

また、その施工範囲、実施時期、内容等についても、市や関係機関と協議の上、決定するものとします。

(注：三重県屋外広告物条例の定めるところにより、施設屋外における表示は、施設名称のみに限られ、マーク、ロゴタイプ等の表示はできません。現在設置されている名称表示の変更を原則とし、新規名称表示の設置については、設置の可否を含めて協議します。)

(2) 区分③のパンフレット等については、新規作成分を対象とします。

(3) 区分①、②の費用については、ネーミングライツ料に含みません。

## 6 応募資格

(1) 政治団体及び宗教団体並びに鈴鹿市広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定める鈴鹿市広告掲載基準第3条に定める規制業種又は事業者に該当しない法人

(2) 応募時点において、本市における入札参加資格を制限されていない者

(3) 前2号に定めるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者は、除きます。

## 7 応募方法

(1) 提出書類

申込みに当たっては、以下の書類を市に提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① ネーミングライツ取得申込書（様式1）

② ネーミングライツ取得申込み資格に係る申立書（様式2）

③ 会社概要（企業紹介のパンフレット、ホームページのプリントアウトなどで可）

④ 申込みの日に属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表、収

支決算書、その他法人の財務状況を明らかにする書類

⑤ 申込みの日に属する事業年度の直近3事業年度における事業報告書、その他法人の業務の内容を明らかにする書類

⑥ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

⑦ 納税証明書等（申込書提出日において、発行の日から3か月以内のものに限る。）

ア 国税 法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税 法人県民税及び法人事業税（申請者の所在する都道府県が発行するもの）

ウ 市税 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税（申請者の所在する市区町村が発行するもの）

ただし、納税義務がない場合は、ネーミングライツ取得申込み資格に係る申立書（様式2）の□欄にチェックを入れ、必要に応じてその理由を記入してください。

⑧ 定款、寄附行為又は規約

⑨ 施設の魅力向上につながる提案

⑩ 申込みの日に属する事業年度の直近3事業年度の市内における地域貢献活動実績（該当する場合のみ）

(2) 提出方法 事前連絡の上、直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、令和6年9月17日（火）必着とします。）

(3) 提出場所 鈴鹿市文化スポーツ部文化振興課  
（鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館9階）

(4) 提出期間 令和6年8月15日（木）から9月17日（火）まで

(5) 受付時間 8時30分から17時15分まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

(6) その他

① 申込みに要する経費等は、全て応募者の負担とします。

② 提出された書類は、お返ししません。

③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は、本ネーミングライツ募集にかかる選定事務等の範囲に限ります。）

④ 情報公開請求があった場合には、鈴鹿市情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがあります。

## 8 質問の受付

(1) 質問期間 令和6年8月15日（木）から9月10日（火）まで

(2) 質問方法  
鈴鹿市文化会館ネーミングライツ・パートナー応募関係質問票（様式3）

に御記入の上、次のメールアドレス宛てに、電子メールでお問い合わせください。（送信の際は、電話連絡をお願いします。）

[bunkashinko@city.suzuka.lg.jp](mailto:bunkashinko@city.suzuka.lg.jp)

(3) 回答方法

電子メールにより質問者様へ直接回答するとともに、質問内容の概要及び回答については、その都度、市ウェブサイトにおいて公表します。

9 選定方法

(1) ネーミングライツ・パートナーの選定方法

選定委員会を設置し、外部有識者等の意見聴取を行った上で、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

① 外部有識者等の意見聴取

外部有識者等の専門的な視点から、応募資格、経営状況、愛称案、応募金額及び応募契約期間の適否に関する意見聴取をします。

② 選定委員会による選定

候補者の選定に係る選定基準は、下記のとおりとします。選定委員会は、選定基準に基づき、愛称案、応募金額、応募契約期間等を総合的に審査します。応募者が1者の場合については、資格要件への該当の有無を審査します。

事項		選定基準等	配点等
資格要件	A 応募者の事業内容	掲載基準をクリアしていること。	適・否
		経営の健全性は保たれているか。	
	B 愛称	掲載基準をクリアしていること。	
	C 命名権料	希望価格を上回っていること。	
選定基準	D 愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか。（5段階評価）	30
		30点：特にふさわしい、25点：ふさわしい 15点：標準的、5点：ややふさわしくない 0点：ふさわしくない	
	E 命名権料	評点＝40点×（応募金額／最高応募金額）	40
	F 契約期間	評点＝10点×（応募期間／最長応募期間）	10
	G 地域貢献度	市内における地域貢献度（5段階評価）	10
10点：特に優れている、8点：優れている 5点：標準的である、3点：やや劣っている 0点：実績なし			

H 施設の魅力 向上の提案	施設の魅力向上につながる提案内容が優れているか。 (5段階評価)	10
	10点：特に優れている、8点：優れている 5点：標準的である、3点：やや劣っている 0点：提案なし	
合計		100

## (2) 選定結果

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。

### 10 ネーミングライツ・パートナーの決定と基本合意書の締結

市は、選定委員会において選定した候補者と愛称の導入時期等について協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーと決定し、基本合意書を締結します。

また、基本合意書の締結に当たっては、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、契約金額、期間等を公表します。

なお、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

### 11 契約締結

基本合意書締結後、愛称の導入時期までに、愛称の使用等に係る詳細について別途契約を締結するものとします。

### 12 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、契約期間内の各年度の4月末日までに当該年度分をお支払いいただくものとします。ただし、初年度は当該年度内における別途定める期日までとし、年度分は一括払いで、分割して支払うことはできません。

### 13 留意事項

ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「6 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し、又は契約の解除をすることができるものとします。

●問い合わせ先

鈴鹿市文化スポーツ部文化振興課

(担当 竹下、島田)

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市役所 9 階 91 番窓口

TEL 059-382-7619

FAX 059-382-9071

メールアドレス [bunkashinko@city.suzuka.lg.jp](mailto:bunkashinko@city.suzuka.lg.jp)